条の三及び第五十九条の七において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
農林水産大臣　赤松　広隆

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の十四第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の十五第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の十二第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

附　則

この命令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省・外務省令第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

総務大臣　原口　一博
外務大臣　岡田　克也

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中南米の項中

在ブラジル日本国大使	ブラジル連邦共和国（在クリチバ、在サンパウロ、在ベレン、在マナウス及び在リオデジャネイロの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

を

在ブラジル日本国大使	ブラジル連邦共和国（在クリチバ、在サンパウロ、在ベレン、在マナウス及び在リオデジャネイロの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

に改め、

在レシフェ日本国総領事	ブラジル連邦共和国（バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州及びセアラ州の区域に限る。）

を削り、

同表欧州の項中

在スイス日本国大使	スイス連邦（在ジュネーブ日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ジュネーブ日本国総領事	スイス連邦（ティチーノ州、ヴォー州、ヴァレー州及びジュネーブ州の区域に限る。）

を

在スイス日本国大使	スイス連邦

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げるそれぞれの領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は同表の下欄に掲げるそれぞれの領事官に対してした申請等とみなす。

在レシフェ日本国総領事	在ブラジル日本国大使
在ジュネーブ日本国総領事	在スイス日本国大使

○外務省令第十八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

外務大臣　岡田　克也

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。